







最高裁と争われ、最終的には自死遺族と会社側が和解するという形で決着しましたが、実質的には自死遺族側の勝訴に近い和解となりました。」とあります。そして、2015年に第二の電通事件ともいうべき若い女性新入社員の過労自殺の事案が起きました。こちらは2017年に東京簡易裁判所にて初公判が実施され、「自社の利益を優先させ、違法な残業が常態化していた」として罰金50万円を求刑し、裁判は結審しました。その後電通は控訴することなく確定判決となりました。しかし、この事案が起きてしまったことによって、第一の電通事件から20年以上経過しても、長時間労働を許容する企業風土がなかなか改善されなかったために、不幸な事案が再び社会問題化したとも捉えられます。

### 働き方改革

2019年厚生労働省は、「働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講じます。」として働き方改革を掲げました。その中で、①労働時間法制の見直し、②雇用形態に関わらない公正な待遇の確保をポイントとして挙げています。この2つのポイントはいずれも自殺対策と密接に関係しており、自殺総合対策と連動が期待されている課題でもあります。

①は前述した過労自殺の事案と関係し、内容としては、○残業時間の上限の規制、○「勤務間インターバル」制度導入の促し、○1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得を企業に義務づけ、○月60時間を超える残業は、割増賃金率を引上げ、○労働時間の状況を客観的に把握するよう企業に義務づけ、○「フレックス制」により働きやすくするため制度を拡充、○専門的な職業の方の自律的で創造的な働き方である「高度プロフェッショナル制度」を新設し選択できるように、といったものとなっています。

②は1998年に起きた自殺急増の原因の一つである非正規雇用増加による経済格差の拡大と関係する課題となっており、内容としては、○不合理な待遇差の禁止、○労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、○行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備となっています。

### 参考文献

本橋 豊 編著、『Q&A 自殺対策計画策定ハンドブック』、2018、株式会社ぎょうせい  
厚生労働省、「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて」、2019

### 【3】お知らせ.....

◇ 精神保健福祉センターでは、こころの電話相談を次の時間帯で行っています。

月曜から金曜日 9:00～21:00

土曜日曜祝日（12月29日～1月3日を除く） 10:00～16:00

Tel : 0570-064-556

※ご相談の電話が集中しますと、つながりづらい状態になりますがご了承ください。

◇ HP・携帯版HPをご覧ください

北海道地域自殺対策推進センターの HP を開設しています。最新の北海道の状況を掲載しており、より情報を見やすく、分かりやすくお伝えできるよう心がけています。また、Andante のバックナンバーへのリンクもございますので是非ご覧ください。

パソコン HP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/jisatutaisaku.htm>

また、携帯電話で見ることができる携帯版 HP も開設しています。警察庁および北海道警察から公表された統計資料をもとに、北海道における自殺の状況を掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

携帯 HP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/i/joukyou.htm>

#### 【4】編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

今年は新型コロナウイルス感染症に終始した一年であった印象を受けます。外出する際には常にマスクを着用し、ソーシャルディスタンスに気を配り、買い物をした際には透明な仕切りを間にしてやり取りをするなど一年前には想像もしていなかったことが日常となりました。仕事周りでも会議や研修会が軒並み中止となり、パソコンなどを介したリモートによる会議や研修会が普及してきました。

自殺関係でもやはり新型コロナウイルス感染症と絡めての話題が多く、他には春から夏にかけて著名な芸能人の自殺もいくつかありました。

今年は何かと窮屈で閉塞感のある一年という印象でしたが、今が一番大変な時期で来年は上がるだけという期待をしつつ来年を楽しみに待ちたいと思います。それでは皆様も良いお年をお過ごし下さい。

いつもご愛読ありがとうございます。

次号 Vol.139 は、新年となる令和 3 年 1 月末に配信予定です。

\*お問い合わせ先\*

北海道立精神保健福祉センター  
札幌市白石区本通 16 丁目北 6 番 34 号

Tel 011-864-7121

Fax 011-864-9546

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>

Mail [hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp)